

大学・短期大学・高等専門学校(第4学年以上)・専修学校(専門課程)
在学中に、給付奨学金(家計急変採用)を希望する皆さんへ

給付奨学金案内 一家計急変採用

(スカラネット入力下書き用紙在中)



- ・この冊子では、2020年度から実施されている給付奨学金制度の家計急変による申込手続きを中心に説明しています。
- ・この冊子を読んで給付奨学金(家計急変採用)についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。

2021年度版



JASSO

独立行政法人
日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

2021年度給付奨学金案内(家計急変採用)

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

家計急変について

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援の必要がある場合は、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認されれば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

原則として、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。ただし、急変事由発生日が進学（進級）前の2020年1月以降、2021年3月以前の場合は、進学（進級）から3か月以内に申し込む必要があります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、3か月ごと（提出した給与明細等の証明書が12か月以上となった後は、1年ごと）に家計急変に該当する生計維持者の〔給与明細書＋その他の所得があればその証明書〕に基づき支援区分の見直しを行います。

対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校に在学する人は、本冊子で案内する給付奨学金を利用することはできません。

2019年度以前から受給の給付奨学金の取扱い

2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施されている給付奨学金に切り替えることができます。この場合、現在受給している給付奨学金を辞退する必要があります（辞退することを「給付奨学金確認書」において承諾することになります）。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、貸与月額が調整（減額又は増額）されます（貸与月額が調整（減額又は増額）されることを「給付奨学金確認書」において承諾することになります）。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。在学へ提出しないよう注意しましょう。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、在学での申込みが必要ですので、詳細については、在学にお問い合わせください。

目 次

知っておいてほしいポイント	2ページ
給付奨学金案内（家計急変採用）ダイジェスト	4ページ
第 I 部 募集要項等	5ページ
1. 募集時期	5ページ
2. 対象機関（確認大学等）	5ページ
3. 家計急変の事由	6ページ
4. 支給対象者の要件（基準）	7ページ
5. 支給金額	15ページ
6. 支給方法	16ページ
第 II 部 申込手順等	17ページ
1. 申込みの流れ	17ページ
2. 必要書類と提出先	18ページ
給付奨学金確認書・申請書の作成	20ページ
（様式）自営業等の所得金額計算書	21ページ
3. スカラネットから申込情報を入力	22ページ
4. スカラネット入力上の注意事項	23ページ
5. マイナンバー関係書類の提出	24ページ
第 III 部 採用後の手続き	24ページ
<参考資料> 授業料等の減免について	26ページ

14ページと15ページの間に「給付奨学金確認書」「給付奨学金申請書（家計急変採用）」「スカラネット入力下書き用紙〔給付奨学金（家計急変採用）〕」を挟み込んでいます。それぞれの説明を読みながら、必要な事項を記入してください。

本冊子の用語

- あなた・・・奨学金を申し込む学生本人
- 機構・・・日本学生支援機構
- 大学等・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）
- 社会的養護を必要とする人・・・18歳となる前日に次の児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

給付奨学金案内(家計急変採用)ダイジェスト



重要

日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度による支援のひとつとして、大学等の授業料等減免と併せて、学生等のみなさんに支給するものです。

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

家計急変採用の申込時期はいつですか？

通常、毎年春及び秋に奨学生の募集を行います。家計急変採用は通年で申込を受け付けています。ただし、急変事由発生日から3か月以内に申し込んでください(詳細は5ページ)。
※授業料等減免の申込時期もあわせて学校に確認しましょう。

支給される金額はいくらですか？

急変後の世帯の所得金額の見込みに基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により金額が定められます(詳細は15ページ)。
※授業料等減免については、学校の設置者(国公立・私立)及び学校種等により金額が定められます(詳細は26ページ)。

どのような人が支給対象となりますか？

国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学している人が対象です(詳細は5ページ)。
予期できない事由により家計が急変したことに加え、学業成績等に係る基準や家計(所得・資産)に係る基準、及びその他(入学時期に関する基準及び在留資格に関する基準等)を満たす必要があります(詳細は6~14ページ)。
※授業料等減免と給付奨学金で同一の要件です。

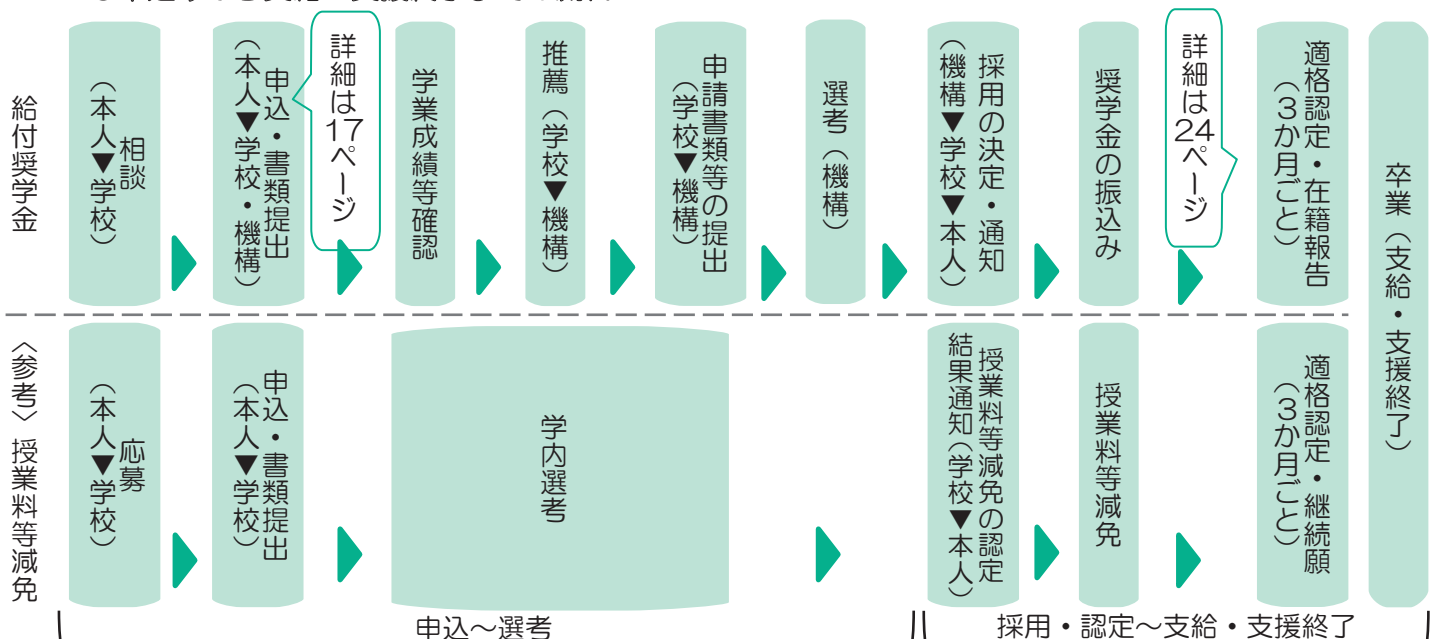
支援を受けられるかどうかは、誰の年収により決まるのですか？

あなたと生計維持者の収入や資産を確認して支給対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります(詳細は10~13ページ)。
※授業料等減免と給付奨学金で同一の考え方で。

申込みにはどのような書類が必要ですか？

給付奨学金の申込みはインターネットで行います。ただし、あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類、「給付奨学金確認書」、「給付奨学金申請書」(証明書類を含む)及び急変後の収入に関する書類等については、これとは別に紙による提出が必要となります(詳細は17ページ)。
※授業料等減免については、別途在学が定める申請書等の提出が必要です。

●申込みから支給・支援終了までの流れ



1 募集時期

通常、毎年春及び秋に在學校を通じて奨学生の募集を行っていますが、家計急変採用は通年で申込みを受け付けます。ただし、家計急変の事由（6ページ参照）が発生したときから、3か月（注1）以内に申し込む必要があります。

（注1） 家計急変の事由が進学前の2020年1月以降、2021年3月以前に発生していた場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。高等専門学校4年次に在学している場合のみ、「進学」を「進級」に読み替えてください。

（注2） 定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合も、その後家計が急変したときは申し込むことができます。

（注3） 給付奨学金の定期的な募集（春・秋）と併行して申し込むことはできません。

2 対象機関（確認大学等）

下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

- 国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



（表の記号の意味）…○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（注2）を参照

学校種別・課程		支給の可否	備考
大学	学部・学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科・別科（注1）	×	
短期大学	学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科（注2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
高等専門学校	4・5年生	○	
	専攻科（注2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○	
	通信教育課程	○	

（注1） 大学の専攻科、別科は支給対象外です。

（注2） 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に在籍している人に限り支給対象となります。

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

（注3） 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて履修することを認められた、長期履修課程に在学している人（長期履修学生）も、通常課程の修業年限に相当する期間の支給となります。



3 家計急変の事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（抄本） 住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	<ul style="list-style-type: none"> 医師による診断書（注3）及び 病気休職中であることの証明書（注4）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（注6参照）の場合に限る。）	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票（注5） 雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書

（注1）以下の場合、家計急変による支援の対象とはなりません。

- 収入減少を伴わない家計支出の増加
- 基本給に減少がみられない
- 申請時に家計急変の事由が解消している

（注2）下記の事由については、被災した場合（上表Dに該当する場合）を除き、家計急変による支援の対象とはなりません。

- 生計維持者の離婚又は失踪
- 定年退職等、非自発的失業（注6参照）に該当しない離職
- 雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

（注3）医師による診断書には「就労困難」であること、その期間が「半年以上」であることの記載が必要です。

（注4）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した勤務先発行の証明書（様式自由で①②記載のもの）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。

（注5）離職年月日と離職理由コードが記載されたものがが必要です。

（注6）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。

1A（11）解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B（12）天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A（21）雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B（22）倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C（23）期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A（31）事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B（32）事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C（33）正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月以上）
3D（34）正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

【新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記の家計急変の事由A～Cのいずれにも該当しない場合には、事由Dに類するものとして取り扱います。提出する証明書類等の詳細は、機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html



4 支給対象者の要件（基準）

2021年度に支給対象校に在学している人で、家計急変の事由（6ページ参照）に該当し、対応する証明書類の提出が可能であって、以下の（1）～（4）の要件を全て満たす人が支給対象となります。

なお、過去に給付奨学金を受けたことがある人は、新規申込みの制限があります（14ページ参照）。

（1）大学等への入学時期等に関する要件

以下①～③のいずれかに該当する人

① 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日（※2）までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します（インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、8ページ③を参照。）

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をする場合は、支給の対象とはなりません。

※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限ります（ひとつ目の専門課程で支援を受けていないことが前提です）。

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- 2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年度末までに大学等へ入学した人
- 2017年3月に高等学校等を卒業 → 2019年度末までにA短期大学へ入学し、
A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人
- 2020年3月に高等学校等を卒業 → 2020年度末までにA専修学校専門課程を修了し、2021年度末までにB専修学校専門課程に入学した人
※ ただし、A専修学校で修学支援新制度の支援を受けていた場合は、支給対象外

② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- 16歳となる2016年度から5年を経過していない2018年度に認定試験に合格し、2021年度末までに大学等へ入学した人
- 16歳となる2011年度から5年以上経過した2018年度に認定試験に合格し、2021年度末までに大学等へ入学した人（5年経過後の2016年度、2017年度ともに認定試験を受験していることが必要）

③ 以下のa～cのいずれかに該当する人（外国の学校教育の課程を修了した人など）

a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの
- (イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人
- (ウ) 文部科学大臣の指定した人

◎上記（ア）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・外国の学校で18歳となる2018年度に12年の課程を修了し、2021年度末までに大学等へ入学した人

b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

◎上記（ア）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・高校2年生の17歳（2016年度）で「飛び入学」によりA大学へ入学したが、19歳（2018年度）の時にA大学を退学した人が、2017年度の末日から2年の間（2019年度末まで）に別のB大学へ入学した場合
- ※ なお、高校2年生の17歳（2019年度）で「飛び級」により大学等へ入学した人は対象となります。

c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

- (ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18歳に達したもの
- (イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

◎上記（イ）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・17歳となる2017年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、準看護師として3年間勤務（2020年度）した後に、個別の入学資格審査によって21歳となる2021年度に専修学校専門課程（3年課程）へ入学した人

(2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は（表ア）のとおりです。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が（イ）の1～3のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

（表ア）

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 （2020年度秋入学を含む）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※ただし、在学中の学業成績等が、次表に示す適格認定の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはなりません。 ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、「4年次」の修了時の成績により判定されます（1～3年次までの成績は含みません）。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。

（注1）編入学や転学をしている場合は、編入学や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

（注2）入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合も、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。



重要

学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打切りになることがあります（25ページ参照）。

判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

（イ）

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

（注1）上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

(3) 家計に係る基準（収入基準・資産基準）

収入基準の審査には、あなたと生計維持者（父母等）のマイナンバーを機構へ提出する必要があります。
さらに、家計急変に該当する生計維持者については、家計急変の事由に対応する証明書類等の提出が必要です。

① 収入基準

あなたと生計維持者（父母等）の収入状況等を確認し、イの方法で算出する支給額算定基準額を、下表アに当てはめて判定します。

ア 支援区分の判定

支援区分	支給額算定基準額
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること（※1） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1）ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2）支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★2（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税相当の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

イ 支給額算定基準額の算出方法

家計急変における「支給額算定基準額」は、以下により算出したAとBの合計額です。なお、支給額算定基準額は一定期間ごとに見直されます。

A 家計急変の事由に該当しない生計維持者及びあなたについては、機構で取得した地方税情報に基づく課税標準額等を用いて、支給額算定基準額を算定します。

B 家計急変の事由に該当した者については、提出のあった収入等の証明書類と機構で取得した地方税情報とを組み合わせ、課税標準額に準ずる額等を算出し、支給額算定基準額を算定します。

（注）上記Aにより、家計急変の事由に該当しない生計維持者及びあなたの支給額算定基準額が51,300円を超える場合は、家計急変の事由に該当した者の収入等にかかわらず、支援の対象になりません。

〈参考〉収入・所得の上限額の目安

収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等によって異なりますが、目安はおおよそ下表のとおりです。

(単位：万円)

世帯 人数	想定する世帯構成	★が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			★が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母(ひとり親)★	229	332	402	131	202	262
(b) 3人	本人、母(ひとり親)★、 高校生	289	391	457	172	247	301
(c) 4人	本人、親①★、 親②(無収入)、高校生	295	395	461	186	267	338
(d) 4人	本人、親①★、 親②(給与所得者)、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：169 親②：115	親①：195 親②：155	親①：252 親②：155
(e) 5人	本人、親①★、親②(パート)、 高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：267 親②：100	親①：343 親②：100

(注1) 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

(注2) ★の者に家計急変の事由が生じた場合の、★の者の見込み年収(給与所得者以外の場合は、所得)の目安となります。家計急変の事由が生じていない者(本人等)については、年間の収入金額(源泉徴収票における「支払金額」欄)、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額(確定申告書における「所得金額」)の目安となります。

(注3) 2021年4月に申し込む場合、本人(あなた)が当年の1月1日時点で20歳～23歳であり、本人に市町村民税が課税される程度の収入(所得)がないものとして試算しています。

「収入基準」については、機構のホームページに掲載している「[進学資金シミュレーター](#)」(右のQRコード)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※ シミュレーション内の申込方法選択画面では、あなたの申込時期に合わせて「春の在学採用」「秋の在学採用」のいずれかを選択してください。

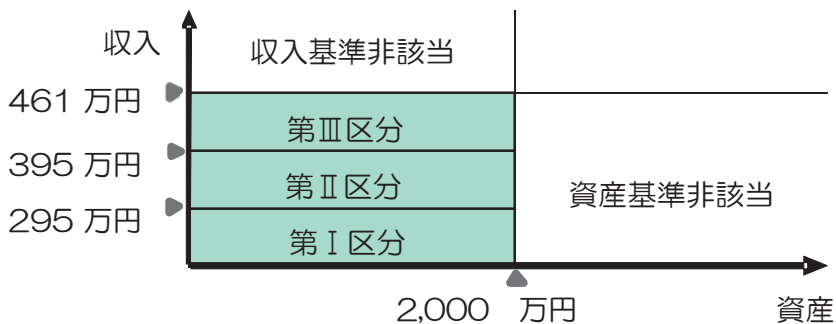
② 資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円
1人の場合	1,250万円

<参考> 収入と資産について（イメージ）

収入・所得の上限額の目安表に示す(c)4人世帯（親①が給与所得者）の場合



重要

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象としません。
また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。
※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。機構ホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

(日本学生支援機構ホームページ>>奨学金>>奨学金の制度（給付型）>>生計維持者について)



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患を含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	
VI 上記のI～Vのいずれにも該当しない場合		生計維持者
1	父母ともおらず、あなたの学費や生活費を支援している人がいる	その他の生計維持者（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。



重要

- ① 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- ② 社会的養護を必要とする人は、そのことを証明する書類を提出してください。
※ 機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、**在留資格等**によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、「在留資格」及び「在留期間（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本）等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	
	上記以外（留学・家族滞在等）	支援の対象となりません

（※1）申込時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、後日、在留期間の延長が認められた書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。なお、法定特別永住者又は永住者の人は、在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」は、永住者又は永住者の配偶者等に準すると当該者の在学校の長が認めた人に限ります。将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。また、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の支給を受けることができません。



重要

- ・ 在留資格の記載が上記（※2）以外の場合（「留学」「家族滞在」等）は支援対象となりません。
- ・ 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

〈参考〉スカラネット入力下書き用紙への記入箇所 3ページ参照



重要

過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限

過去に給付奨学金を受けたことのある人は、新規申込みにより2回目の支給を受けることはできません。

（注1）制限の対象となるのは、2020年度から高等教育の修学支援新制度として実施している給付奨学金を受けたことがある人です。ただし、家計急変採用及び2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、新規申込み（切り替え）が可能です。

（注2）給付奨学金を受給している人が編入学・転学等した場合
給付奨学生が編入学、転学、転籍、専門学校を除く学校から専門学校の2年生以上へ入学、又は認定専攻科へ入学等（以下「編入学等」）した場合、所要の手続きにより、編入学等先の大学等の修業年限まで支給期間を延長（通算最大72か月まで）できます（編入学等時において支援要件を満たしている必要があります）。ただし、これらに該当することにより支給の対象となり得るのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から編入学等した日までの期間が1年を経過していないものに限られます。

（注3）過去に、以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された人は、給付奨学金を受けることができません。

- ・ 虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けた人
- ・ 9ページの（イ）の1～3のいずれかの基準に当てはまる人
- ・ 学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学の処分を受けた人

5 支給金額

(1) 一般の課程

給付奨学生として採用され、支給が認められた年月分から正規の卒業予定年月まで、世帯の収入状況等に基づき定期的に見直される区分(第Ⅰ～Ⅲ区分:詳細は10ページ参照)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは(注3)～(注5)を確認してください。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

- (注1) 生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- (注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。
- (注3) 自宅通学とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます(生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります)。
- (注4) 自宅外通学とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。
- (注5) 「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

- ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

(2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、世帯の収入状況等に基づき定期的に見直される区分(第Ⅰ～Ⅲ区分:詳細は10ページ参照)に応じて、授業形態(印刷教材、スクーリング、放送、メディア)、学校の設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅通学・自宅外通学)にかかわらず、年額は下表のとおりとなります。

区分	(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円(年額)
第Ⅱ区分	34,000円(年額)
第Ⅲ区分	17,000円(年額)



重要

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが以下のいずれかの国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給金額が0円となります。申込みにあたってはハローワークや役所からあなたが受けている給付金がないか必ず確認の上、該当があれば申告してください。

※ 国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

<参考> 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。併給調整ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等 専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます（2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません）。

(注3) 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構ホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

(注4) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。

(注5) 給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

6 支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。奨学金の申込みまでに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

(注) 上表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。

1 申込みの流れ

家計が急変した場合、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学学校へ事前相談を行ってください。この事前相談において、申込関係書類（給付奨学金案内等）を受け取り、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。

その後の申込手続きは、必要書類を在学学校に提出した後、インターネット（「スカラネット」と呼んでいます）を通じて行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、在学学校から指定された期限までに行わなければなりません。

(1) 申込関係書類の受取り、「給付奨学金確認書」「給付奨学金申請書」の作成

在学学校から申込関係書類を受け取り、「給付奨学金確認書」「給付奨学金申請書」を作成します。「給付奨学金確認書」「給付奨学金申請書」の記載内容を確認のうえ、本人及び親権者又は未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署をしてください。

※本人が未成年で、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等により、親権者の自署が得られない場合は、在学学校に相談し、指示に従ってください。

(2) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の作成・取得

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入し、申込みに必要な書類を作成・取得します。



給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書に記載する生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は必ず一致しなければなりません。
なお、一致しない場合は選考を行うことができません。

(3) 申込書類を学校へ提出

指示された期限までに、18～19ページ記載の必要書類と「スカラネット入力下書き用紙」を在学学校へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

(4) 識別番号の確認

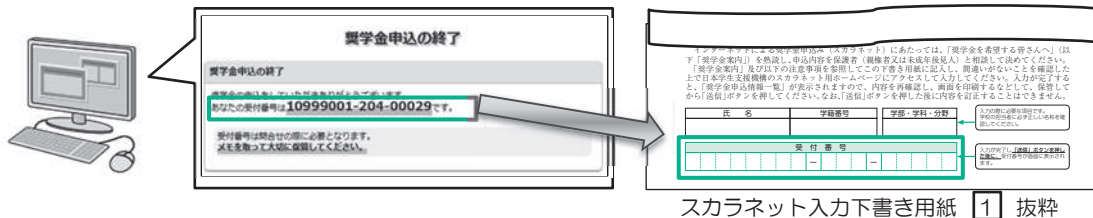
在学学校が提出書類を確認したのち、スカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

(5) スカラネットでの申込入力

「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、インターネットから正確に入力します。

(6) スカラネット入力完了

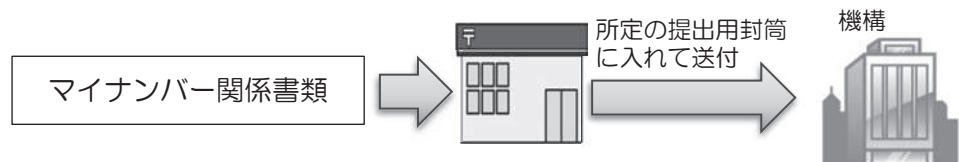
入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



(7) マイナンバーの送付

マイナンバー関係書類は、スカラネットでの申込入力後1週間以内に、学校ではなく、直接機構に簡易書留で郵送します。

【申込手続き完了】



2 必要書類と提出先

提出先に注意したうえで、必要書類を提出してください。

必要書類	概要	提出先
<p>【全員】</p> <p>1. 「給付奨学金確認書」(原本)</p>	<p>機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類</p> <p>※2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人が2021年度に給付奨学生に採用されたときは、受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載があります。</p> <p>※第一種奨学金を利用している人が給付奨学生に採用されたときは、貸与額が調整されることを承諾する旨記載があります。</p>	在学している学校
<p>【全員】</p> <p>2. 「給付奨学金申請書（家計急変採用）」(原本)</p>	<p>家計急変の事由が発生した日から3か月以内に、家計急変事由発生時期等について記入し提出する書類</p>	
<p>【全員】</p> <p>3. 「家計急変事由に関する証明書類」(コピー可) (6ページ参照)</p>	<p>①生計維持者の一方（又は両方）が死亡の場合： 戸籍謄本（抄本）又は住民票の除票（死亡日記載あるもの）</p> <p>②生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上の就労が困難な場合： 医師による診断書及び病気休職中であることの証明書（休職期間中の給与の支払状況の証明を含む）</p> <p>③生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）： 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証</p> <p>④生計維持者が震災等に被災し、上記の①～③に該当した場合、又は、被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を減少させる事由が発生した場合： 罹災証明書</p>	
<p>【該当者のみ】</p> <p>4. 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」</p>	<p>申込者（学生）本人が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示すために提出（14ページ参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） <p>等、在留資格・在留期間（※）が明記されているもの（いずれか1点）</p> <p>※「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。</p>	
<p>【該当者のみ】</p> <p>5. 「施設等在籍証明書」（施設長発行） 「児童（里親）委託証明書」（児童相談所発行） 「措置解除決定通知書」（児童相談所発行）等（コピー可）</p>	<p>18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類</p> <p>※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」（原本）でも可。</p>	

必要書類		概要	提出先
【全員】 6. マイナンバー 提出書類	6-1. マイナンバー提出 書	機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に 同意する書類	日本学生支 援機構 (注) 専用 の封筒で、 郵便局の窓 口から簡易 書留により 直接郵送
	6-2. 番号確認書類	申込者本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された 書類 (家計急変事由が「生計維持者の死亡」の場合、当該生 計維持者の分は提出不要)	
	6-3. 身元確認書類	申込者本人の身分証明書類	

以下の場合、収入に関する証明書類（給与明細書、帳簿等）の提出が必要です。

7. 家計急変に該当する生計維持者の、[給 与明細書＋その他所得があればその証明 書] (最大12か月分)(注) ※死亡事由を除く。	家計急変が発生した日の翌月分～申請月分まで ※申請月の分がない場合は、その前月分。ただし、 最大で12か月分となる。 (例) ●2020年5月に家計急変が発生、2021年4月 に進学、5月に申請した場合 ⇒2020年6月～2021年5月(又は4月)分の 給与明細書等 ●2020年2月に家計急変が発生し、2021年4 月に進学、6月に申請した場合 ⇒2020年7月(又は6月)～2021年6月(又 は5月)分の給与明細書等 (最大12か月分のため)	在学して いる学校
--	--	--------------

(注) 収入に関する証明書類の注意点

- ・給与収入の場合：給与明細書に支払日(支給日)が併記されている場合は、支払日(支給日)が属する月の収入証明書として扱います。
例：「4月度給与明細書/5月10日支給」と併記⇒5月分の収入証明書
- ・給与収入以外の場合：「事業所名(屋号)」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額(売上から経費を差し引いた金額)」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、21ページ又は機構ホームページ掲載の「(様式) 自営業等の所得金額計算書」を添付してください。

家計急変の事由別に、必要となる書類のチェックシートや、「(様式) 自営業等の所得金額計算書」を機構ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen



※14ページと15ページの間に挟み込まれている「給付奨学金確認書」と「給付奨学金申請書（家計急変採用）」について以下のことを確認のうえ、必要事項を記入してください。

給付奨学金確認書・申請書の作成

1. 記入上の注意点

次のことに注意して作成してください。

- (1)「確認書」は、給付奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機構の定めに従うことについて、同意したことを確認する重要な書類です。
- (2) 黒色又は青色のボールペンで記入してください。
※鉛筆や字が消えてしまうボールペンは使用しないこと
- (3) 住所欄は現在お住まいの住所を正しく記入してください。
※「同上」、「本人と同じ」、「//」等と記入しないこと
- (4) 署名は、住民票に記載された表記のとおり判読できるように正しく楷書で記入ください。
- (5) 記入を間違えた場合は、間違えた箇所を二重線で消し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないこと

2. 署名が必要な人

- あなた（申込者本人）
- 親権者（あなたが記入日時時点で未成年の場合）

- (1)「申込者本人」欄は、あなたが署名します。
※ 署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。
- (2)「生計維持者」欄は、生計維持者（又はあなた）のいずれかが記入します。
※ 父母ともにいる場合、収入の有無によらず（無収入の場合においても）必ず生計維持者は父母としてください。



重要

インターネットで入力する生計維持者及びマイナンバー提出書へ記載する生計維持者は、確認書に記載した生計維持者と**必ず同一**としてください。

- (3)「親権者」欄は、父母2人（父母ともいない等により未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人）が署名します。
※ 親権者が海外居住又は単身赴任等により別居している場合であっても、居住先へ確認書を送付するなどにより各自が署名してください。
※ 親権をもっていない父又は母（離婚により親権者ではなくなった人等）は、署名は不要です。
※ あなたが未成年で、児童養護施設への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等の理由により、親権者の自署が得られない場合は、在学校に相談し、指示に従ってください。

3. 確認書・申請書の提出

記入後、控えが必要な場合はコピーを取り、他の必要書類と一緒に学校へ提出してください。

自営業等の所得金額計算書

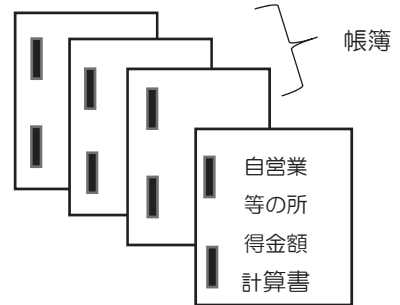
この様式は、営業等所得の生計維持者に家計急変事由が生じ、給付奨学金（家計急変採用）への申込み、または採用後の3か月ごとの支援区分見直しにおいて、帳簿を提出する際に使用します。

対象者は、以下に必要な事項を記入のうえ、この様式を表紙とし、後ろに帳簿（コピー）をホチキスで左側を2点留めして提出してください。

申込者本人氏名

申込時：申込受付番号（16桁）

支援区分見直し時：奨学生番号



事業所名（屋号）

対象の生計維持者氏名

本人との続柄（対象に○）

父 ・ 母 ・ その他（ ）

記入上の留意点

【共通】

- ※ 審査は所得金額（売上－経費）で行いますので、所得欄は必ず記入してください。また、提出された帳簿の所得が分かるよう帳簿には印をつけてください。なお、提出された帳簿が売上表のみで経費が提出されていない場合は、下表に経費や所得の記載があっても、売上金額を所得金額とみなしますのでご注意ください。
- ※ 帳簿を提出する場合は、生計維持者別に作成が必要です。
- ※ 専従者給与、役員報酬は給与所得になりますので、帳簿の提出は不要です（家計急変に該当する生計維持者の給与明細書を提出してください）。

【支援区分見直し時】

- ※ 申込時に提出した年月分の帳簿及び給与明細書は、再提出不要です。
- ※ 欄が不足している場合は、下部の余白に同様に記入してください。

	売 上	経 費	所 得 (売上－経費)
(西暦) 年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円

3 スカラネットから申込情報を入力

本冊子中央に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙」を取り出し、本冊子の該当ページを読んで「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

その後、在学からスカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を受け取り、識別番号と、「マイナンバー提出書」に印字されているあなた固有の「申込ID」と「パスワード」を使用してスカラネットへ申込内容の入力を始めます。



学校から識別番号（ユーザID・パスワード）を受け取り、スカラネットに入力



学校からマイナンバー提出書を受け取り、申込ID・パスワードを確認、スカラネットへ入力

マイナンバー提出書 【2021年度在学採用】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 私は、日本学生支援機構（以下、「機構」という）の奨学金の貸与奨学金、給付奨学金又は貸与奨学金と給付奨学金の両方を申し込むにあたり、私及び生計維持者のマイナンバー（個人番号）並びに機構が指定する番号確認書類等を提出します。また、私及び生計維持者は、機構が行致手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます）及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方自治体を利用することに同意するとともに、私が機構から過去に貸与若しくは支給を受けた奨学金又は今後貸与若しくは支給を受ける奨学金についても上記のとおり同意します。

スカラネット（インターネット）奨学金申込用 【申込ID・パスワードは1人ずつ違います】 （機構発行用）

申込ID	パスワード
------	-------

※黒のペン又はボールペンで正確に記入してください。
 ※氏名（署名）は、提出必要書類に記載の氏名を各自が記入してください。

氏名（署名）	記入日（西暦）
由	20 年 月 日

奨学金申込専用ページ

日本学生支援機構

奨学金の申込み開始日をご覧ください。
 申込み画面の指示にしたがって記入してください。
 疑問点や不明な点は事務局に問い合わせください。
 申込の受付は午前開始から翌日午前1時までとなっております。

ログイン

あなたの識別番号（ユーザID）とパスワードを入力して、下の「ログイン」ボタンを押してください。

（※）パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別があります。

ユーザID:

パスワード:

ログイン

マイナンバー提出書情報

マイナンバー提出書情報

「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

注1）パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別があります。

注2）「マイナンバー提出書」についての注意事項
 ● 奨学金の申込みには、原則として、あなたとあなたの生計維持者（原則1名）のマイナンバーの提出が必須です。
 ● 「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の受付先（日本学生支援機構）へあなたから直接送付してください。
 ● この申込入力が終わった後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要な証明書類とあわせて、専用封筒を添って速やかにこの申込入力受付窓口（または）受付日届出してください。

申込ID:

パスワード:

見本

※マイナンバー提出書の見本を表示します。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

	申込手順	留意事項
①	入力用ホームページへアクセス	「スカラネット入力下書き用紙」の表紙に記載されているアドレスを入力するか、QRコードを読み取り、入力用ホームページにアクセス（接続）します。PC・スマートフォン・タブレットから入力が可能です。推奨環境は、23ページを参照してください。
②	申込内容の入力	「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら申込内容を入力してください。 ※ 1画面あたり30分の時間制限があります。 制限時間を過ぎると画面が強制終了（最初からやり直し）となりますので、入力時には注意してください。
③	申込内容の確認・送信	申込内容を正確に入力して、間違いがなければ[送信]ボタンを押してください。この送信ボタンを押すことにより、入力されたすべての申込情報が機構へ送られます。
④	受付番号の確認と申込内容の印刷	受付番号（「8桁—3桁—5桁」の計16桁の番号） が表示されれば、申込みは正常に終了しています。 [印刷]ボタンを押して印刷するか、画面のスクリーンショットを撮り、受付番号と申込内容を控えておいてください。また、裏表紙の「おぼえ書き」と、「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。



スカラネット申込完了画面の「終了」ボタンを押すと、その後は申込内容の確認や印刷ができなくなります。「終了」ボタンを押す前に、印刷やメモ等により申込内容を記録してください。

※ 受付番号や申込内容の印刷やメモを忘れた場合は、在学確認してください。

4 スカラネット入力上の注意事項

在学から、インターネット入力に必要な識別番号である「ユーザID」と「パスワード」が交付されます。在学が定める期限までにインターネットでの申込入力を行ってください（入力期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

なお、申込入力中に1画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトします。最初からやり直しとなりますので注意してください。



(1) 入力の流れ

① 申込入力用ホームページ

次のアドレス（半角・小文字）を入力し、申込入力用ホームページにアクセス（接続）します。
スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

入力可能時間

受付時間 8：00～25：00（24：00～25：00は翌日の受付扱い）

※土日祝日も入力可能です。 ※最終締切日の受付時間は8：00～24：00となります。

スカラネットの動作環境

以下の環境であれば、スマートフォンからの入力も可能です。

OS：Windows系、iOS系、Android系

ブラウザ：Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS版 Mobile Safari、Android版 Google Chrome

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ（<https://www.sas.jasso.go.jp>）のトップページを参照してください。

（注）MAC系OSや、Firefox、PC版 Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため動作保証しておりません。

(2) 入力制限

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載とおりに入力してください。ただし、次のⅠ～Ⅲの留意点があります。

Ⅰ 旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣 等）。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

Ⅱ 読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

Ⅲ 外国籍の人の氏名は、住民票の記載をもとに、日本語で入力してください。

（例）奨学 ジョン 太郎→【姓】奨学 【名】ジョン太郎

- ・「姓」にファミリーネームを、「名」にファーストネームとミドルネームをまとめて入力してください。
- ・氏名が全てカタカナの場合、漢字氏名欄・カナ氏名欄ともに、カタカナで入力してください（アルファベットの場合は使用できないため、カタカナに読み替えてください）。
- ・（申込者本人のみ）銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限（本人氏名欄、生計維持者欄）

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**5文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**15文字**まで入力できます。

制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途切れてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、フルネームを入力してください。

（例）奨学 トーマス 太郎

- ・漢字氏名欄 【姓】奨学 【名】トーマス太（「郎」は切る）
- ・カナ氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスタロウ

5 マイナンバー関係書類の提出

奨学金の申込みにはマイナンバーの提出が必要です。在学校から配付される「**マイナンバー提出書のセット**」を確認し、提出書類をととのえましょう。

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力後、**1週間以内**に同封の提出用封筒に入れて、在学校ではなく**直接機構へ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送**してください。なお、過去に奨学金の申し込み等で提出したことがある人も、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー関係書類を改めて提出する必要があります。



重要

貸与奨学金と併せて申し込む場合は、それぞれの申込手続きを行う必要があります。
貸与奨学金の申込みには別の「マイナンバー提出書のセット」を在学校から受け取ってください。

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者

給付奨学金では、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本でも市町村民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。また、海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合は別途の対応が必要となります。

このような人は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

（日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金の制度（給付型）≫申込方法≫生計維持者が海外に居住している場合）



ア. 市町村民税の賦課期日（※）時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合

機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。

※ 2021年8月以前に申し込む場合、2020年1月1日。2021年9月以降に申し込む場合、2021年1月1日。

イ. 海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合

機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください（ア. にも該当する場合は、併せて「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を添付してください）。

第三部

採用後の手続き

1. 「自宅外通学であることの証明書類」の提出 [自宅外通学選択者のみ]

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します（詳細は、採用決定時にお知らせします）。



自宅外月額振込みは、「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金が確認できるまで、支給の再開はできません。

2. 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、3か月ごと（提出した給与明細等の証明書が12か月分以上となった後は、1年ごと）に、機構が、家計急変に該当する生計維持者の〔給与明細書＋その他所得があればその証明書〕に基づき、収入に係る基準（10ページ）による支援区分の見直しを行います。

また、1年ごとに、あなたが報告した資産額に基づき支給対象となるかの判定を行います。



- ①確認の結果、3か月ごとに奨学金の支給額が変わることがあります。
- ②家計急変採用者は、上記の期間ごとに「家計急変現況届」及び添付書類の提出が必要です。
- ③支援区分見直しスケジュールは、機構ホームページに掲載しています。



3. 適格認定（学業成績等）

在学により、学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

- (1) 退学・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

4. 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、7月、10月）にインターネットを通じて報告します。なお、期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

5. 給付奨学金継続願の提出

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネットを通じて機構へ提出します。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※ その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知や機構のホームページなどで案内します。


＜参考資料＞ 授業料等の減免について

I 申請から認定まで

1. 申請時期

通常、毎年春及び秋に在-schoolで募集を行っていますが、家計急変の場合は通年で申請を受け付けます。ただし、家計急変の事由（6ページ参照）が発生したときから原則として3か月（※）以内に申請する必要があります。

※ 家計急変の事由が進学（進級）前に発生していた場合は、進学（進級）後3か月以内の大学等が定める期日までに申請してください。

 給付奨学金に申し込んだ後、別途在-schoolでの申請が必要です。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです（5ページ参照）。

3. 減免額（年額）

通常、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：詳細は10ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

なお、家計急変の場合は、下表の金額を月額で減免を行います。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)
専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)
高等専門学校 （4～5年生）	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円

- (注1) 「入学金」の減免は、入学後3か月以内に在学期に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。
- (注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。
- (注3) 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。
- (注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。（6～14ページ参照）

5. 申請手順等

在学期から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」と「家計の急変に係る申告書」を記入し、在学期へ提出します。

Ⅱ

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）

支援期間中、3か月ごと（提出した給与明細等の証明書が12か月分以上となった後は1年ごと）に、家計基準（10ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです（24ページ参照）。



確認の結果、授業料等減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）

在学期で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料等減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです（25ページ参照）。

3. 継続願の提出

3か月ごとに適格認定が行われることを踏まえ、3か月ごとに継続手続きを行います。在学期が定める継続願を提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料等減免の支援が止まります。

おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限日											
提出期限：		月	日	()	時まで						
スカラネット申込入力期限日											
入力期限：		月	日	()	時まで						
スカラネット申込入力完了時の受付番号											
							-				
マイナンバー関係書類郵送日（スカラネット入力後、1週間以内）											
郵送日：		月	日	()							



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせは、まずホームページをご覧ください。

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。

● 奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問い合わせの相談窓口です。



0570-666-301

ナビダイヤル® (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分
(土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」
「用意する書類が分からない」等



0570-001-320

ナビダイヤル® (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)
※2021年4月上旬開設

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。